

令和2年4月1日以降

いきいきセンター新旭川利用料金

種別		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
専用使用	多 目 的 ホ ー ル		1,500円	2,000円	1,500円	5,000円
	教 養 娛 楽 室		930円	1,240円	930円	3,100円
	音 楽 室		600円	800円	600円	2,000円
	趣 味 の 部 屋		280円	370円	280円	930円
	研 修 室		550円	740円	550円	1,840円
	調 理 実 習 室		630円	840円	630円	2,100円
個人使用	(1)高齢者等 (60歳以上の者及び付添者) (60歳以上の者と交流する 催しに参加する者)		無料 (ただし、平日の日中以外に使用するときは1人1回 150円)			
	(2)高校生		1人1回 150円			
	(3)(1)及び(2)以外の者		1人1回 220円			

備考

- 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 個人使用において、中学生以下の者は無料とする。
- 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者は、利用料金の5割を減額し、その介助者は利用料金を免除する。なお、利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 専用使用において、次の各号に掲げる場合の利用料金は、以下のとおりとする。
 - 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合は、この表に定めるそれぞれの時間区分の額を合算した額とする。
 - 営利を目的とする行事等について使用する場合は、この表に定める額に該当金額の20割を加えた額とする。
 - 11月1日から翌年4月30日までの期間に使用する場合は、この表に定める額に暖房料（該当金額の2割に相当する額とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を加えた額とする。